

令和5年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（短期入所編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導等における指導内容 （短期入所編）

サービス提供の記録

- サービス提供の記録には入所・退所の日時を含めて記録に残す必要があります。



サービスを提供した際の記録には、具体的なサービス内容と心身の状況だけでなく、「入所、退所の日時」や「送迎の方法（家族の送迎か、事業所の送迎か等）」についても、記録してください。特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後再びサービス提供する場合、退所、入所として取り扱う必要があります。

なお、同一利用者に対し、同一法人内の複数の短期入所事業所よりサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

短期入所サービス費

●夕方に入所した日や午前中に退所した日には、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。



日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。

定員超過利用減算

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

(1) 1日の利用者数 > 利用定員 × 110%

→当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近の過去3か月の利用者延べ数 > 利用定員 × 開所日数 × 105%

→当該1月間について利用者全員につき減算



- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、利用定員を増員するなど適切な対応に努める必要があります。
- 減算に該当しない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合などを除き、利用定員を超える場合には他事業所を紹介する等により対応してください。

以上で、令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導(短期入所編)を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。